

別紙様式第20号（第75条関係）

20 cm 以上	30cm 以上	
	信託契約代理店登録票	
信託契約代理業		
登録番号 財務（支）局長 第 号		
(信託契約代理店の商号、名称又は氏名)		
(所属信託会社の商号)		

(記載上の注意)

1. 「所属信託会社の商号」には、所属信託会社（法第67条第2項に規定する所属信託会社をいい、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第2項の規定により適用する法第67条第2項に規定する所属信託兼営金融機関及び保険業法第99条第9項（同法第199条（同法第240条の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により適用する信託業法第67条第2項に規定する所属生命保険会社又は所属外国生命保険会社等を含む。）の商号又は名称を記載すること。
2. 法附則第16条第4項の規定により法第67条第1項の登録を受けたものとみなされる信託契約代理店にあっては、法附則第16条第6項の規定により登録番号を取得するまでの間は、登録番号に代えて、法附則第16条第4項の規定により法第67条第1項の登録を受けたものとみなされた信託契約代理店である旨を表示すること。